特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民稅賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、個人住民賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和4年4月11日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(别添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民稅賦課事務	
②事務の内容	個人住民税(個人市民税および個人都民税)は、地方税法第二章第一節(道府県民税)および第三章第一節(市町村民税)にもとづき、原則としてその年の1月1日に青梅市に住所を有する個人に対して行う。また、本人等から提出される「市民税・都民税申告書」および「所得税の確定申告書」、給与や公的年金等の支払者から提出される「給与支払報告書」および「公的年金等支払報告書」等の課税資料により住民税額(均等割・所得割)の賦課決定を行う。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②本人、税務署、給与または公的年金の支払者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)個人住民税情報ファイルに該当する対象者情報がない場合は、納税義務者・他市町村に税務調査、扶養照会を行う。税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、他市町村へ課税資料を回送する。税務調査の結果、市外の納税義務者であることが判明した場合は、他市町村へ課税資料を回送する。(制課決定を行い、各機関に対する所得情報の提供及び移転。⑤課税(非課税)証明書の発行、交付。⑥納税義務者に対する、納税通知書(税額決定通知書)および納付書の送付(地方税法第43条、市税条例第41条) ⑦納税義務者に対する減免決定通知書の送付。	
③対象人数	<選択肢>	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	個人住民税システム	
②システムの機能	当初課税準備 ・納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・総活表作成機能 ・税利強収義務者に対する総括表を出力する。 ・申告書出力機能 ・課税対象登録機能 ・教秘義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・理代資料登録機能 ・当初課税機能 ・当初課税機能 ・当初課税機能 ・当初課税機能 ・当初課税付金額をでないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 ・技養否認登録機能 ・当初課税付金素が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 ・当初過程代政権的 ・当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 ・当初過程作成機能 ・結稅等理人登録機能 ・統稅義務者宛の・当初納税通知書を作成、通知する。 ・住意外課稅通知(物方就法第294条第3項)を当該他市町村へ通知する。 ・住意外課稅通知(物方就法第294条第3項)を当該他市町村へ通知する。 ・住意外課稅通知情報登録機能 ・未申告者からの申告書。または修正申告書等を受付け、登録する。 ・異動情報受付登録機能(特別稅収者) 特別稅収者等務者からの申請を受付け、審查結果を登録する。 ・異動情報受付登録機能 ・未申告者からの申告書。または修正申告書等を受付け、審政の申請を受付け、審査結果を登録する。 ・異助情報受付登録機能 ・ 現免申請受付登録機能 ・ 現免申請受付登録機能 ・ 表申告書に対する通知の作成機能 ・ 現免申請受付登録機能 ・ 報節で受付け、審査結果を登録する。 ・ 更正通知書を受付け、審査結果を登録する。 ・ 更正通知書を受付け、審査結果を登録する。 ・ 更正通知書を受付、表籍が正常と登録する。 ・ 更正通知書を受け、表語が正常を受け、表語でにより税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 ・ 更正通知書を使成能 ・ 税額変更・や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成する。 ・ 通知書を行機能 ・ 報記の事業を行機能 ・ 報記の事業の行機能 ・ 課税通知書、納税変更通知は、税額、期割等を照会する。 ・ 課課情報解の機能 ・ 報記の書、納税変更通知は、税額、期割等を照会する。 ・ 課課情報解の機能 ・ 報記の書、納税変更通知は、税額、期割等を照会する。 ・ 課題を構定を開発した。 ・ 記述は、規則を開発して、税額、・ のの名権統計情報資料を作成する。 ・ 記述は、規則を開発して、税額、・ のの名権統計情報資料を解して、	

	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [] 税務システム
	[O]その他 (収納管理システム、滞納管理システム、確定申告支援システム、国税連携) システム
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ等 ・審査システム(eLTAX)には、 個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する機能を有する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳システム []既存住民基本台帳システム []税務システム []税務システム []
システム3	
①システムの名称	国税連携データ受信システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携データ受信システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。(eLTAX)には、以下の機能がある。(可国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する等の機能がある。年金保険者、国税庁、事業所等と個人住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 []税務システム [O]その他 (国税連携システム)

システム4		
①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	国税連携データ受信システムにて受信したデータを取込むシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (国税連携データ受信システム、確定申告支援システム)	
システム5		
①システムの名称	確定申告支援システム	
②システムの機能	国税連携システムおよびeLTAX(エルタックス)運用・管理システムにて受信したデータの取込をする。また、給与支払報告書、確定申告書等のデータを入力するシステムで、以下の機能を有する。 1. データチェック 各種所得計算や控除、扶養区分等のエラーチェックをかける機能 2. 税務システム連携データ作成 最終的な課税計算をする税務システムに取込むため、連携データを作成する機能 3. 取込んだデータのイメージ管理 各種資料について、帳票イメージを管理する機能 4. 確定申告書、市民税・都民税申告書の作成	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (国税連携システム、審査システム(eLTAX))	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名システムにおいて各業務システムの宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能。 2. 中間サーバ連携機能 各業務システムと中間サーバーとの連携を中継する機能(情報提供内容の登録、情報提供の求め、プレフィックス情報の取得)。 3. 符号取得機能 中間サーバー・住基ネットと連携して、処理通番や符号を取得する機能。 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム)	

システム7		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能情報提供ホットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住基システムとの間で情報照会内容、情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能セキュリティ管理機能セキュリティ管理機能でしいで連携するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (団体内統合宛名システム)	
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢>	
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、3 1、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、7 0、74、80、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、11 7、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二の27 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 20条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部 市民税課	
②所属長の役職名	市民税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢>		
③対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支等払報告書、確定申告書等)があった者およびその被扶養者		
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため		
④記録される項目	<選択肢> 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 100項目以上 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上		
主な記録項目	・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [〇]国税関係情報 [〇]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報		
その妥当性	 ○識別情報 ・対象者を特定するため ○業務関係情報 ・国税関係情報:所得税情報にもとづき賦課を行うため ・地方税関係情報:算出した住民税額などを記録し賦課を行うため ・その他:正確な賦課実施のため 		
全ての記録項	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月		
⑥事務担当部署	市民部市民税課		

3. 特定個人情報の入手・使用			
0.7. T. W			[〇] 本人又は本人の代理人
			[〇] 評価実施機関内の他部署 (市民部市民課)
			[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁 年金保険者)
①入手元	**		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[O]民間事業者 (給与支払者 年金保険者)
			[]その他()
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	·注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
企 八于/J	14		[〇] 情報提供ネットワークシステム
			[O] その他 (LGWAN)
③使用目的 ※			個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため
		使用部署	市民部市民税課
④使用の	主体	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法			課税対象者を特定し、適正かつ公正な課税、発行を行うため使用する。
情報の突合)突合	個人を正確に特定するために課税資料情報等と個人番号を利用して突合し、正確性を担保する。
⑥使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢> (3) 件
委託事項1		住民税システムのパッケージアプリケーション保守作業等委託
①委託内容		住民税システム全般に関する保守業務 住民税システム用ハードウェア全般の保守業務 住民税システム用パッケージソフトウェア全般の保守業務 住民税システム用データの保守業務 住民税システム運用全般に関する調整事項
②委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [50人以上100人未満] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託		株式会社TKC
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する履行場所、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税ハードウェアの保守点検業務 住民税パッケージソフトウェア保守点検業務 住民税バッチ処理等のシステム運用保守業務 住民税申告書等のデータ入出力および印刷業務 住民税納税通知書等の印刷、封入封かん業務
委託事項2~5		
委託	事項2	エルタックス(審査システム、国税連携システム)の運用管理業務
①委託内容		エルタックス(審査システム、国税連携受信システム)に係る管理
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社TKC
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
担供おきの大無	[O] 提供を行っている (49) 件 [O] 移転を行っている (22) 件		
提供・移転の有無	[] 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1のとおり)		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二に該当する項(別紙1のとおり)		
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務		
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された地方税関係情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。		
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線		
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
· 沙淀供力法	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度		
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			

移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務所管課(別紙2のとおり)					
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(別紙2のとおり)					
②移転先における用途	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務					
③移転する情報	番号法第19条第8号別表第二で規定された地方税関係情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。					
	[O] 庁内連携システム [] 専用線					
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
	[]フラッシュメモリ					
	[]その他()					
⑦時期·頻度	業務の中で必要な都度					
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						
6. 特定個人情報の保管・	消去					
保管場所 ※	認証による厳重な入退出管理を行っている電算機室内のサーバ内に保管している。 サーバーへのアクセス制御は、ユーザーIDとパスワードによる識別、認証を実施している。					
7. 備考						

(別添九) 特定個人情報ファイル記憶項目 這報程車足宛在審号3個人番号4低名5住所6生年月日7性別6世帯番号9続柄10世帯主名11輸稅義務者包分12課稅所得情報13課稅 区分14資料区分16時色区分16指定番号17資料管理番号18世除対象配偶者区分10本人該当20配偶者未成年区分21歳書区分22老 人。深線1動分学生区分23扶養人数24特定25年少26老人同居27老人28年の他26年代的近34大量有物品以上18歳以下30千の他23歳以上69 成と731扶養地害人数24特定25年少26老人同居27老人28年の他26年代的近35扶養者の初立4番号36扶養6月34人者時74分之類。以下31扶養6時高級40富業等所得41歳差別門跨等人数35分離起期課液所得64大型的基份等。18年代34年24年24年24年24年24年24年24年24年24年24年24年24年24
区分14資料区分15申告区分16指定番号17資料管理番号18控除对象配偶者区分19本人該当20配偶者未成年区分21障害区分22老人·寡婦·勤労学生区分23扶養人数24特定25年少26老人同居27老人28その他29その他(16歳以上18歳以下)30その他(23歳以上69歳以下)31扶養障害人数32特別障害者人数33普通障害者人数34扶養者情報35扶養者の宛名番号36扶養者の個人番号37扶養者の氏名38扶養区分39所得46雜所得47総合短期讓渡所得42その他事業所得43不動産所得44利子所得45給与所得46雜所得47総合短期譲渡所得48一時所得49長短期一時所得1/250分離短期譲渡所得(一般)51分離短期譲渡所得(中般)52分離短期譲渡所得(中般)54分離長期譲渡所得(一般)54分離長期譲渡所得(一般)54分離長期譲渡所得(一般)54分離長期譲渡所得(一般)54分離表期譲渡所得(中极)54分離長期衰渡所得(特定)55分離長期譲渡所得(軽課)50分離長期譲渡税所得57分離株式譲渡所得(新株)58分離株式譲渡所得59分離株式譲渡所得(4本)前60山林所得60山林所得62退職所得63退職課税所得64総合課税所得7分離株式譲渡所得(新株)58分離株式譲渡所得59分離株式譲渡所得(未公開)68分離株式譲渡所得(上場)69分離配当所得70分離配当課税所得79公的年金所得80その他維所得81免税所得82土地等事業所得83超短期土地等事業所得84非課税所得85収入金額86給与収入87雑収入(公的年金)88專從者給与収入89專從者給与所得90支払金額91旧個人年金保険料921日長期保険料93社会保険料94寄附金支払額(特別控除)95寄附金支払額(市町村指定)96寄附金支払額(都101年金保険料101年金保険料952日長期保除料93社会保険料94寄附金支払額(特別控除)95寄附金支払額(市町村指定)96寄附金支払額(都111損害保険料控除112事附保除料93社会保険料94寄附金支払額(特別控除)95寄附金支払額(市町村指定)96寄附金支払額(都111損害保険料控除112事附金控除(121基礎控除122配保料201日)中限生命保険料103新個人年金保険料104分證医療保険料105控除金額106雑損控除107医療費控除108社会保険料209小規模共済掛金控除110生命保険料控除111損害保険料控除112零附金控除(住民税)113寄附金控除(所得税114老年者控除115事婦・寡夫控除115事婦・寡夫控除125時別控除(190分離長期)建於(190分離長期度(120分離長期度)133分離長期度(120分離長期度(120分離長期度)133分離長期度度特別控除(120分離長期度液特別控除(120分離長期度液特別控除(120分離長期度液特別控除(121号源泉徵収稅額1432号源泉徵以稅額143号源泉徵収稅額145必要経費146住民稅額147都道府県民稅額145時半額115的時割額150市町村民稅額151均等割額152所得1443号源泉徵収稅額145必要経費146住民稅額147都道府県民稅額148均等割額149所得割額150市町村民稅額151均等割額152所得1443号源泉徵収稅額145必要経費146住民稅額147都道府県民稅額148均等割額149所得割額150市町村民稅額151均等割額152所得1443号源泉徵収稅額145必要経費146住民稅額147都道府県民稅額148均等割額149所得割額150市町村民稅額151均等割額152所得

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置

個人住民税システムへの情報の登録の際に、届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を

厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請者が本人以外の申請を誤って行うこと

のないようにする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・入手した特定個人情報が不正確であるリスク

申告書等の内容を個人住民税システムへ入力後、申告書等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。また、国税連携受信システム 等から入手した情報を個人住民税システムへ登録する場合においても、入力後、内容を照合し、確認する。

]

・入手の際に特定個人情報が漏洩、紛失するリスク

システム端末のディスプレイは、画面が来庁者から見えないよう配置する。 住民からの申告書等については、特定個人情報の漏洩およ び紛失を防止するため、鍵付きのキャビネットに保管する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

住民記録システムが有する住民情報に対して、賦課期日(1月1日)時点の住民のみに対して紐づけるよう リスクに対する措置の内容 制御している。また、個人住民税システムで管理する情報に課税事務、証明発行事務のためのシステム 以外は不要なアクセスができないようにアクセス制御を実施している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 2) 行っていない 1) 行っている ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、権限を超えて不正に利用できな いよう対策を実施している。 具体的な管理方法 ・認証パスワードについては、適切なパスワードか否かをシステムでチェックし、定期的に1回パスワード 変更を行わない場合は、当該ユーザーIDを失効させる。 システムのユーザーIDやアクセス権限については、担当課の長および情報システム部門の長が管理を その他の措置の内容 行っており、定期的に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[

する対策も実施している。

従業者が事務以外で使用するリスク

リスクへの対策は十分か

業務時間外においては個人住民税システムへの利用を禁止する。個人住民税システムでは、システムの操作履歴(操作ログ)を記録して いる。

]

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

職員に対しては、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、データ保護に関する教育、啓発を行っている。

十分である

委託従事者に対しては、業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、青梅市セキュリ ティポリシーおよび個人情報保護に関する共通仕様書を遵守させている。

4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの委託			[] 委託しない
リスク	: 委託先における不正な	は使用等のリスク				
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	規定の内容	・再委託の制限 ・目的が使用および第三者への提 ・複写がまび複製の禁止 ・事故発生の通知 ・資料等の返還 ・資料等の安全管理措置 ・作業場所の特定 ・責任体者の明確化 ・従業者の監督 ・報告の義務 ・監密の保持 ・罰則		止		
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十 4) 再	分に行っている 委託していない
	具体的な方法	・委託業者へ承諾、承認のない再 らびに個人情報の取扱いに関する とを義務としている。 ・承認した場合に委託者と同様の持	機密保	持契約等を締結し、情報が適正		
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
特定個	固人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリスク及	びその	リスクに対する措置		

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情	青報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。)		[]提供•移	を転しない
リスク	:不正な提供・移転が行	iわれるリス	ク					
	■人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	する機能を ・システム_	システム上設けな L連携していない ^は	い。 場合で他の 第	番号法及び条例上認めら 業務所管課から情報の提 、承認されたものについ	是供/移転	を求められた場合	合は、依頼書
その作	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されてい。		2) 十分である	
特定(る措置	固人情報の提供∙移転(委 ∷	託や情報扱	是供ネットワークシ	ステムを通じ	た提供を除く。)におけ	るその他の	リスク及びその!	ノスクに対す
•庁内:	連携システムはデータの	移転が認め	られた移転先から	のみアクセン	スを許可された連携シス	テムヘデー	ータを移転している	5.

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行材	っれるリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムへ接続する中間サーバーは、機関内既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ※以下「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負」システム方式設計書【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアはログイン認証、機能認証の2回認証を行う。登録された端末からのみ接続を許可する。 職員認証、権限管理機能にて、情報提供データベースにアクセスできる職員を限定する。個人番号利用事務ごとにアクセス制御を行う。情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。情報照会または提供可能か情報照会許可用照合リスト等を用いアクセス制御を行う。電文への署名付与、電文及び提供許可証の署名検証を行う。暗号化、復号、署名で使用する証明書及び秘密鍵の管理を行う。特定個人情報(連携対象)の暗号化、復号化を行う。情報提供ネットワークシステムから配信情報の取得、接続システム及び管理端末への情報提供ネットワークからの配信情報の管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2:不正な提供が行われ	るリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムへ接続する中間サーバは、機関内既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ※以下「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の請負」システム方式設計書 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】中間サーバー・ソフトウエアでは、送達保証、再送制御、重複排除機能により高信頼性通信を実現する。正当な機関同士の情報伝達のため、情報業務データへの署名付与・署名検証を行う。伝送データの暗号化を実施し、通信路のセキュリティ対策が行われている。データベースの暗号化機能より、物理的盗難、不正アクセスなどの情報漏えい対策を行う鍵管理機能によるソフトウェア鍵管理機能またはハードウェア鍵管理機能で管理しアクセス制御で保護する。不正行為を検知するため①情報提供等記録、②アクセスログ記録(特定個人情報を除く)、③データベースログの記録を保管する。死活、障害、性能・リソース、セキュリティに関する各機能を監視している。
リスクへの対策は十分か	【

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】
 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、インターネットから切り離された行政専用の閉域ネットワーク(LG WANネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 ・LGWANネットワークでは、ファイアウォールによる防御、通信経路の暗号化、不正アクセスの検知・監視を行い、漏えい・紛失のリスク
- に対応している。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	Jスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故 知	女発生時手順の策定・周	[十分に行	テっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他	也の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
44								

| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・特定個人情報が記載されている申告書等については、全て鍵付きのキャビネットまたは倉庫等に保管している。
- ・個人住民税情報ファイルは定期的にバックアップを取っている。 ・第三者から読み取りが不可能になるように専用ソフトまたは磁気記録消去装置等を使用して消去する。また、消去作業は市施設内で行 いデータの漏洩が無いようデータ消去作業中、消去結果は必ず監視、確認を行う。

8. 監査			
実施の有無	[]自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査
9. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	.れて行っている 2) 十分に行っている っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報化・委託業者に対しては、個人情報のようでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		る。 年実施することを義務付け、また秘密保持に関
10. その他のリスク対策			

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②請求方法	青梅市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ
①連絡先	市民部 市民税課 市民税係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
②対応方法	問合せがあった場合、問い合せの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

<u>V 評価美施于稅</u>	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	
②実施日·期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年4月13日
②方法	青梅市情報公開個人情報保護運営審議会による点検
③結果	重点項目評価の内容を適合性及び妥当性の観点から審議した結果、評価書の記載内容は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの意見を受けた。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	市民税課長 萩原 宏志	市民税課長 吉澤 武司	事後	人事異動による変更のため
平成29年8月22日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、118項	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条2情報照会の根拠(1)番号法第19条第7号 別表第二の27(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令20条	事後	
	転 提供先1 ①法令上の根	番号法第19条第7号 別表第二の1項、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、118項	番号法第19条第7号別表第二に該当する項 (別紙1のとおり)	事後	

					,
平成29年8月22日	5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1	番号法第19条第7号別表第二に定める事務所管課(別紙2のとおり)	番号法第9条第1項別表第一に定める事務所 管課(別紙2のとおり)	事後	
平成29年8月22日	5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1 ①法令上の根 拠	番号法第19条第7号 別表第二の1項、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、118項	番号法第9条第1項別表第一(別紙2のとおり)	事後	
平成30年4月1日	①部署	総務部 市民税課	市民部 市民税課	事後	
平成30年4月1日	連絡先	総務部 市民税課 市民税係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	市民部 市民税課 市民税係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	市民税課長 吉澤 武司	市民税課長	事後	
平成30年9月6日	③法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、4	8、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、5	事後	

高齢介温調						
□	平成31年4月1日	別紙2【移転先一覧】	番号法別表第一の41項 老人福祉法よる福祉の措置又は費用の徴収に	番号法別表第一の41項 老人福祉法よる福祉の措置又は費用の徴収に	事後	組織改正のため
1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、 3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2、8、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62。63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、8 48、53、54、57、58、59、61、62、63、6 4、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、8 48、53、54、57、58、59、61、62、63、6 4、65、66、67、70、71、108、113、114、115、116、119 の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を収益の3、25、26の3、28、31、31 02、31 31、31、31、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、1	平成31年4月1日	別紙2【移転先一覧】	高齢が護 番号法別表第一の68項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で	高齢者支援課 番号法別表第一の68項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で	事後	組織改正のため
(1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2。3、4、6、8、8、9、11、16、18、23、26、27、2。3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、2 7、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、6 5、66、67、70、71、74、80、84、85の2、8 7、91、92、94、97、101、102、103、10 6、107、108、113、114、115、116、119 の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、2 1、22、22の3、2204、23、24、24の2、24 1、22、22の3、22204、23、24、24の2、24 2、22、22の3、2204、23、24、24の2、24 2、22、22の3、2204、23、24、33、33、25、26の3、28、31、3102、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、4304、44、4402、45、47、4 7、49、4902、50、51、53、54、55、58、59、5 9の2、59の3の各条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二の27 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 20条 本別年18日日 本条	平成31年4月1日		一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
	令和1年6月17日	②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の3、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、50、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条 2情報照会の根拠(1)番号法別表第二の主務省令で定める事務	(1)番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120の各項(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43の4、44、44の2、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2、59の3の各条 2情報照会の根拠(1)番号法別表第二の主務省令で定める事務	事後	
	令和2年1月28日			令和1年12月1日	事後	

	基本情報 5 ②法令上の根拠 特定個人情報ファイルの概要 5 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転方における用途 3	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月28日	4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項1 ③委託先名		株式会社TKC	事後	
令和4年3月28日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		削除	事後	
令和4年3月28日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名		株式会社TKC	事後	